

## ○自動車騒音の要請限度

区・市長は、指定地域内における自動車騒音が環境省令で定める限度（以下「要請限度」という。）を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、東京都公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執ることを要請する。また、必要があると認めるときは、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。

### 騒音規制法の自動車騒音に係る要請限度

自動車騒音に係る区域の区分については、区長・市長が定めており、概ね下表のとおりである。

- ① 騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める環境省令（平成 12 年総理府令第 15 号）
- ② 騒音規制法の規定に基づく自動車騒音の限度を定める区域の区分等

（単位：デシベル）

区域の区分	当てはめ地域	車線等	時間の区分	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
a 区域	第 1 種低層住居専用地域	1 車線	65	55
	第 2 種低層住居専用地域	2 車線以上	70	65
	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 (AA 地域を含む)			
b 区域	第 1 種住居地域	1 車線	65	55
	第 2 種住居地域	2 車線以上 近接区域	75	70
	準住居地域 用途地域の定めのない地域			
c 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	1 車線 2 車線以上 近接区域	75	70
記 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。</li> <li>・近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の区市町村道をいう。近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が 2 車線以下の車線を有する道路は 15m、2 車線を越える車線を有する道路は 20m の範囲とする。</li> </ul>			

《備考》

- 1 測定評価の地点
  - (1) 道路に接して住居等が立地している場合は、道路端における騒音レベルとする。
  - (2) 道路に沿って非住居系の土地利用がなされ、道路から距離を置いて住居等が立地している場合は、住居等に到達する騒音レベルを測定評価する。
- 2 騒音の測定は当該道路のうち原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、測定日数は、連続する 7 日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる 3 日間について行うものとする。
- 3 騒音の測定方法は、原則として JIS Z 8731 に定める騒音レベル測定法による。
- 4 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。
- 5 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに 3 日間の原則として全時間を通じてエネルギー平均した値とする。